

上尾市教育委員会公告式規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 1 号

上尾市教育委員会公告式規則

上尾市教育委員会公告式規則（平成 20 年上尾市教育委員会規則第 11 号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 2 項の規定に基づく上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの及び教育委員会が行う告示、公告その他の周知を要するものの公告式については、上尾市公告式条例（昭和 30 年上尾市条例第 1 号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 2 項の規定に基づく教育委員会が定める教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの及び教育委員会が行う告示、公告その他の周知を要するものの公告式については、この規則による改正前の上尾市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。